

令和 3 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

平成30年度から、新たな国民健康保険制度のもと、県は財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、令和 3 年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出した。

- 保険給付費等 715億円（対R2算定比：+1.3%）
- 公 費 等 521億円（対R2算定比：+4.2%）
- 納 付 金 総 額 194億円（対R2算定比：▲5.9%）

3 一人当たり納付金額等

- 一人当たり納付金額 129,109円（対R2算定比：▲5.3%）
- 一人当たり標準保険料額 108,520円（対R2算定比：▲7.8%）

市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響（医療費指数や所得水準等）のほか、市町村個別の保健事業等の事業費及び公費の状況による影響なども含まれるため、増減率に差が生じる。

なお、納付金の仕組みの導入等による市町村ごとの影響については、国暫定措置及び県繰入金を活用した激変緩和措置を実施し、被保険者の保険料負担への影響の緩和を図った。

4 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	令和2年度 円	令和3年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	136,810	129,304	▲ 7,506	▲ 5.5%
鳴門市	148,137	139,992	▲ 8,145	▲ 5.5%
小松島市	137,635	127,605	▲ 10,030	▲ 7.3%
阿南市	136,150	128,676	▲ 7,474	▲ 5.5%
勝浦町	133,938	130,179	▲ 3,759	▲ 2.8%
上勝町	114,359	112,776	▲ 1,583	▲ 1.4%
佐那河内村	126,622	124,248	▲ 2,374	▲ 1.9%
石井町	139,044	132,139	▲ 6,905	▲ 5.0%
神山町	137,067	127,095	▲ 9,972	▲ 7.3%
牟岐町	134,105	124,944	▲ 9,161	▲ 6.8%
松茂町	142,162	133,559	▲ 8,603	▲ 6.1%
北島町	125,173	124,624	▲ 549	▲ 0.4%
藍住町	136,835	129,356	▲ 7,479	▲ 5.5%
板野町	153,464	146,181	▲ 7,283	▲ 4.7%
上板町	123,811	121,650	▲ 2,161	▲ 1.7%
吉野川市	129,656	123,769	▲ 5,887	▲ 4.5%
阿波市	129,064	121,901	▲ 7,163	▲ 5.5%
美馬市	139,101	130,204	▲ 8,897	▲ 6.4%
三好市	136,321	131,196	▲ 5,125	▲ 3.8%
つるぎ町	127,293	119,004	▲ 8,289	▲ 6.5%
那賀町	109,122	107,640	▲ 1,482	▲ 1.4%
東みよし町	137,713	129,958	▲ 7,755	▲ 5.6%
美波町	124,783	119,686	▲ 5,097	▲ 4.1%
海陽町	131,520	124,912	▲ 6,608	▲ 5.0%
県平均	136,270	129,109	▲ 7,161	▲ 5.3%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	令和2年度 円	令和3年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	124,132	113,540	▲ 10,592	▲ 8.5%
鳴門市	126,709	120,890	▲ 5,819	▲ 4.6%
小松島市	118,921	99,709	▲ 19,212	▲ 16.2%
阿南市	120,391	110,800	▲ 9,591	▲ 8.0%
勝浦町	120,944	114,323	▲ 6,621	▲ 5.5%
上勝町	98,881	93,069	▲ 5,812	▲ 5.9%
佐那河内村	108,374	105,889	▲ 2,485	▲ 2.3%
石井町	116,582	109,498	▲ 7,084	▲ 6.1%
神山町	107,123	93,918	▲ 13,205	▲ 12.3%
牟岐町	107,921	96,768	▲ 11,153	▲ 10.3%
松茂町	128,578	121,553	▲ 7,025	▲ 5.5%
北島町	110,174	108,570	▲ 1,604	▲ 1.5%
藍住町	117,688	109,545	▲ 8,143	▲ 6.9%
板野町	130,511	124,233	▲ 6,278	▲ 4.8%
上板町	101,248	99,825	▲ 1,423	▲ 1.4%
吉野川市	110,949	101,518	▲ 9,431	▲ 8.5%
阿波市	110,900	103,675	▲ 7,225	▲ 6.5%
美馬市	108,385	102,134	▲ 6,251	▲ 5.8%
三好市	103,012	92,792	▲ 10,220	▲ 9.9%
つるぎ町	89,580	77,992	▲ 11,588	▲ 12.9%
那賀町	91,028	86,381	▲ 4,647	▲ 5.1%
東みよし町	111,528	97,702	▲ 13,826	▲ 12.4%
美波町	85,959	83,577	▲ 2,382	▲ 2.8%
海陽町	112,206	98,392	▲ 13,814	▲ 12.3%
県平均	117,752	108,520	▲ 9,232	▲ 7.8%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

令和3年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率 %	均等割額 円	所得割率 %	均等割額 円	所得割率 %	均等割額 円
7.37	43,279	2.61	14,927	2.37	16,836

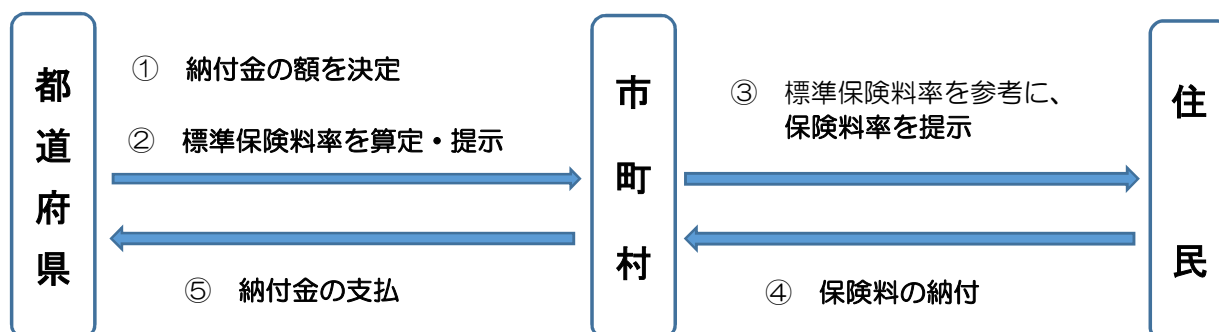
①都道府県標準保険料率〔2方式〕
全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率〔4方式〕
県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割率 %	資産割率 %	均等割額 円	平等割額 円	所得割率 %	資産割率 %	均等割額 円	平等割額 円	所得割率 %	資産割率 %	均等割額 円	平等割額 円
徳島市	7.47	15.60	28,608	19,871	2.55	5.32	9,662	6,711	2.43	6.58	10,608	5,451
鳴門市	7.36	15.37	28,185	19,577	2.44	5.09	9,239	6,417	2.30	6.21	10,013	5,145
小松島市	6.56	13.69	25,115	17,445	2.46	5.13	9,311	6,468	2.34	6.33	10,201	5,242
阿南市	7.11	14.85	27,233	18,916	2.46	5.13	9,315	6,470	2.36	6.39	10,310	5,298
勝浦町	6.76	14.10	25,867	17,967	2.48	5.17	9,382	6,517	2.29	6.18	9,971	5,124
上勝町	5.48	11.43	20,967	14,564	2.51	5.24	9,512	6,607	2.36	6.38	10,283	5,284
佐那河内村	6.78	14.17	25,980	18,046	2.39	4.98	9,050	6,286	2.22	6.02	9,705	4,987
石井町	7.08	14.77	27,093	18,819	2.45	5.10	9,259	6,431	2.31	6.25	10,081	5,180
神山町	6.49	13.55	24,854	17,263	2.44	5.08	9,233	6,413	2.29	6.19	9,986	5,131
牟岐町	6.64	13.87	25,445	17,674	2.47	5.15	9,357	6,499	2.38	6.45	10,393	5,340
松茂町	7.23	15.10	27,700	19,240	2.46	5.13	9,314	6,470	2.36	6.38	10,285	5,285
北島町	6.50	13.56	24,874	17,277	2.45	5.10	9,261	6,433	2.33	6.29	10,145	5,213
藍住町	6.75	14.09	25,848	17,954	2.44	5.09	9,246	6,422	2.34	6.34	10,219	5,251
板野町	7.90	16.49	30,238	21,003	2.46	5.12	9,298	6,458	2.26	6.10	9,837	5,055
上板町	6.78	14.15	25,958	18,030	2.51	5.23	9,507	6,604	2.41	6.51	10,504	5,397
吉野川市	6.97	14.56	26,708	18,551	2.47	5.15	9,361	6,502	2.42	6.55	10,568	5,431
阿波市	7.52	15.70	28,790	19,997	2.47	5.15	9,346	6,492	2.39	6.48	10,446	5,368
美馬市	7.24	15.12	27,725	19,258	2.50	5.21	9,468	6,576	2.39	6.47	10,432	5,361
三好市	6.63	13.83	25,368	17,621	2.49	5.19	9,436	6,554	2.40	6.50	10,481	5,386
つるぎ町	5.45	11.38	20,872	14,498	2.56	5.34	9,694	6,733	2.44	6.61	10,665	5,480
那賀町	5.56	11.61	21,295	14,791	2.44	5.08	9,235	6,415	2.31	6.24	10,059	5,169
東みよし町	6.58	13.73	25,181	17,490	2.47	5.15	9,359	6,501	1.98	5.35	8,634	4,437
美波町	5.54	11.56	21,200	14,726	2.49	5.18	9,409	6,535	2.36	6.39	10,296	5,291
海陽町	6.92	14.44	26,487	18,398	2.54	5.28	9,599	6,667	2.43	6.57	10,596	5,445

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等を見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額・資産総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。

(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。